



今年の4月28日は、サンフランシスコ平和条約が発効してから70年にあたる節目の日である。1945年8月15日、日本は降伏し、初めて外国による占領を経験することになった。長く続く占領の始まりであった。この日から、独立国として再び国際社会に復帰するまでに6年半以上の歳月を要したのである。この間、アメリカを中心とする連合国による占領政策によって、日本は明治以降経験したことのない国内政治体制の大きな変化を迫られた。一方この時期、ヨーロッパで生じた東西両陣営による冷戦は、日本を含む東アジアにも波及したが、そのことは日本の占領政策や講和のあり方、そして講和後の日本の安全保障の姿にも大きな影響を与えることになる。

敗戦から占領、そして講和へと続く道のりをたどることは、「戦後日本」の原型が形成される道のりをたどることでもある。また、「戦後日本」が現在も続いているとするならば、その道をたどることは、「今」の有り様をより深く、その歴史的な土台となっている部分から理解する助けともなるだろう。占領期・講和独立期についてはこれまで多くの優れた研究が存在しており、本コメンタリーではそうした研究の蓄積も活用しつつ、サンフランシスコ講和への道のりを6回にわたって連載する。第1回から第3回は千々和が、第4回から第6回は中島が執筆する。（戦史研究センター安全保障政策史研究室長 中島 信吾）

## 1、日本の降伏と占領の開始

1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、翌15日にこれを天皇の「玉音放送」（「終戦の詔書」）を通じて公表した<sup>1</sup>。15日午後には鈴木貫太郎内閣が総辞職すると、木戸幸一内大臣は後継の総理大臣選出のために重臣会議を招集することなく、後継首班に皇族である東久邇宮稔彦王を推挙し、天皇の同意を得た。天

<sup>1</sup> 本コメンタリーに関する記述には、脚注で示したもののほか、以下の文献を参照した。荒敬『日本占領史研究序説』柏書房、1994年；五百旗頭真『占領期—首相たちの新日本』（20世紀の日本3）読売新聞社、1997年；五百旗頭真編『戦後日本外交史』有斐閣、1999年；五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣、2008年；大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで1 総説 賠償・終戦処理』東洋経済新報社、1984年；北岡伸一「賠償問題の政治力学（1945—59年）」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展—昭和政治史における権力と構想』東京大学出版会、2000年；楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成—日米の構想とその相互作用 1943～1952年』ミネルヴァ書房、2009年；楠綾子『占領から独立へ 1945～1952』吉川弘文館、2013年；坂元一哉『日米同盟の絆—安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000年；波多野澄雄「サンフランシスコ講和条約—その遺産と負債」『日本の外交 第二巻—外交史 戦後編』岩波書店、2013年；原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点—アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』溪水社、2005年；福永文夫『日本占領史 1945～1952—東京・ワシントン・沖縄』中央公論新社、2014年；細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、1984年；升味準之輔『日本政治史4—占領改革、自民党支配』東京大学出版会、1988年；渡辺昭夫『戦後日本の政治と外交—沖縄問題をめぐる政治過程』福村出版、1970年；渡辺昭夫「講和問題と日本の選択」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、1986年。

皇は 17 日に東久邇宮に大命を降下し、史上初の、そして唯一の皇族内閣が発足する。

そのころ、トルーマン (Harry S. Truman) 大統領はポツダム宣言にもとづき、イギリス、中華民国、ソ連の同意を得て、南西太平洋方面連合軍総司令官ダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) 元帥を 15 日付で「連合軍最高司令官」(SCAP) に任命し、連合国による日本占領を実施する権限を与えた。マニラの連合軍司令部は、16 日に日本軍の即時停戦を命令し、これを受けてまず日本海軍が 17 日に、続いて日本陸軍が 18 日に、それぞれ 25 日午前 0 時、22 日午前 0 時をもって、一切の武力行使を停止すべき旨の奉勅命令を発した。19 日には、参謀次長・河辺虎四郎陸軍中将を全権委員とする降伏条項受領のミッションがマニラに向け出発した。マッカーサーは 30 日に厚木飛行場に降り立ち、時を同じくして日本本土に第 6 軍・第 8 軍を中心とするアメリカ陸軍が進駐、アメリカ海軍第 3 艦隊の艦艇も相模湾・東京湾に進入し、海軍陸上部隊は横須賀に入った。

9 月 2 日、東京湾に停泊するアメリカ海軍の戦艦「ミズーリ」号の艦上で、マッカーサー主宰の下、降伏文書調印式がおこなわれた。式には日本側から天皇と政府を代表する重光葵外相と、大本営を代表する参謀総長・梅津美治郎陸軍大将、またアメリカ、中華民国、イギリス、ソ連、オーストラリア、カナダ、フランス、オランダ、ニュージーランドの連合 9 ヶ国からそれぞれ代表が出席した。マッカーサーは、私は相互不信、悪意、憎悪の念を抱いてここに参集したのではない、むしろ戦勝国であるか敗戦国であるかを問わず、人類のより高い威厳に到達することを祈念しているのであり、私は留保なしにかつ忠実に自分の責務を受諾する、としたうえで、「此の式典を機会とし過去の流血の惨事より信頼と諒解の基礎に立つ良き世界が招来せられ自由と寛容と正義を実現する世界の樹立せられんことを期待す」と演説した<sup>2</sup>。演説に続き、日本全権、マッカーサー、各国代表の順で降伏文書に署名調印がなされた。降伏文書では、各国代表が日本の大本営、所在を問わずすべての日本軍、日本の支配下にあるすべての軍隊が連合国に対する無条件降伏を布告し、所在を問わずすべての日本軍と日本国民に対する敵対行為を直ちに終止すること、すべての船舶、航空機、軍用・非軍用財産を保存してその毀損を防止すること、連合国最高司令官またはその指示にもとづいて日本政府の諸機関が課すべきあらゆる要求に応じることを命じた。また、ポツダム宣言の条項を誠実に履行すること、同宣言を実施するため連合国最高司令官またはその他の特定の連合国代表者が要求することのあるあらゆる命令を発し、かつそのようなあらゆる措置を執ることを、天皇、日本政府、その後継者のために約束した。また、天皇と日本政府の国家統治の権限は、この降伏条項を実施するため適当と認められる措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かれるものとされた<sup>3</sup>。

なお外地の状況を見ると、満州国は 8 月 17 日に大栗子で開かれた張景恵首相主宰による重臣会議で国の解散を決定し、翌 18 日に皇帝溥儀は退位した<sup>4</sup>。朝鮮半島では、9 月 9 日に総督府において朝鮮総督・阿部信行陸軍大将とアメリカ太平洋陸軍最高司令官代理朝鮮アメリカ軍司令官ジョン・ホッジ (John R. Hodge) 中将およびアメリカ海軍代表トーマス・キンケイド (Thomas C. Kinkaid) 大将のあいだで南朝鮮に関する降伏文書が調印された<sup>5</sup>。

こうして始まった連合国による日本占領の特徴は、複数国による分割占領ではなく、アメリカによる単独占領という形態をとったこと、そして直接統治ではなく、日本政府を存続させたうえで、間接統治方式をとったことである。これは同じく敗戦国として連合国に占領されることになったドイツの処遇とは大きく異なっ

<sup>2</sup> 鹿島平和研究所編、鈴木九萬監修『日本外交史 26—終戦から講和まで』鹿島研究所出版会、1973年、22頁。

<sup>3</sup> 「降伏文書」(1945年9月2日) 同上、452—453頁。

<sup>4</sup> 『日本外交史 26』71頁。

<sup>5</sup> 同上、24頁。

いる。

もともとアメリカ政府内には、連合国の負担分担の観点から、日本の分割占領案も存在していた。8月16日に統合参謀本部の統合戦争計画委員会が作成した案では、日本占領のためにイギリス、ソ連、中華民国に大軍の拠出を求めたうえで、北海道と東北をソ連の占領下に置くとしていたが、アメリカ政府が18日に承認したのは、分割占領を否定する国務省案の「SWNCC70/5」であった<sup>6</sup>。そしてマッカーサーを最高司令官とする統合的な日本占領にアメリカ以外の連合国が協力・参加するという、事実上のアメリカによる単独占領という形態をとることを決定した。この日トルーマン大統領は、ソ連の最高指導者ヨシフ・スターリン(Iosif V. Stalin)が2日前に出した「日本軍がソ連軍に明け渡す区域に樺太・北海道間に位置する宗谷海峡に北で接する北海道の北半分を含めること」(その境界線は釧路市と留萌市を結ぶ線であり、なおかつ両市は北半分を含むとされた)との要求を拒否した<sup>7</sup>。

しかしスターリンが10月以降も日本占領への参加を要求し続けるなどしたことから、12月16日から26日まで開かれたモスクワ米英ソ三国外相会談において、日本占領の国際的な枠組みが形成されることになる。出席者は、アメリカのジェームズ・バーンズ (James F. Byrnes) 国務長官、イギリスのアーネスト・ベヴィン (Ernest Bevin) 外相、ソ連のヴァチスラフ・モロトフ (Vyacheslav M. Molotov) 外相であった。モスクワ外相会談の結果、「極東委員会」(FEC) と「対日理事会」(ACJ) が設置される。極東委員会は、対日占領政策の最高決定機関としてワシントンに置かれ、アメリカ、イギリス、ソ連、中華民国、フランス、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、フィリピンによって構成された(のちにビルマとパキスタンが参加)<sup>8</sup>。対日理事会は、東京に置かれたマッカーサーに対する諮問機関であり、アメリカ、中華民国、ソ連、イギリス連邦(オーストラリアがイギリス、オーストラリア、ニュージーランド、インドを代表する)から構成された<sup>9</sup>。しかし、極東委員会も対日理事会も形式的な機関にすぎず、日本占領統治の実権はアメリカ政府とマッカーサーの総司令部が握ることになる。実際にアメリカは、緊急事態発生時には、他の連合国との協議なしでの「中間指令」を発することができるといった特権を保持していた。

直接統治か間接統治かについては、ポツダム宣言は「日本国政府は日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし」(第10項)と述べて<sup>10</sup>、間接統治を強く示唆していた。ところがマッカーサー司令部はポツダム会談以前から敗戦後の日本に対する直接統治を基調とする「ブラックリスト」と呼ばれる進駐作戦を準備していた。そのため9月2日の降伏文書調印式の直後に総司令部副参謀長リチャード・マーシャル (Richard J. Marshall) 准将は終戦事務連絡委員会(後述)の鈴木九萬公使に対し、①日本国の全領域およびその住民を連合国最高司令官の軍事管理の下に置き、日本政府の行政・立法・司法の一切の権能は今後最高司令官の権力の下に行使されること、軍事管理期間中は英語を公用語とすること、②降伏文書の条項、最高司令官の権限の下に発出された命令に対する違反者、敵対行為者、治安妨害者等を軍事裁判により処罰すること、③日本銀行円とともに、アメリカ軍軍票B円を日本における法定通貨とすること、の3点から成る「三布告」を翌3日に告示すると通告してきた<sup>11</sup>。これに日本側は反発し、3日に重光外相がマッ

<sup>6</sup> “SWNCC 70/5,” August 18, 1945, 740.00119 Record Group 59, Department Records Decimal File, 1945-1949, CONTROL (JAPAN)/18-1845, National Archives (Washington, D.C.).

<sup>7</sup> 「J・V・スターリン首相発、H・トルーマン大統領宛親展密書」(1945年8月16日); 「トルーマン大統領発 スターリン大元帥宛通信」(1945年8月18日) 茂田宏・末田昌二編『日ソ基本文書・資料集 1955年-1988年』世界の動き社、1988年、53-54頁。

<sup>8</sup> 『日本外交史26』129頁。

<sup>9</sup> 同上、132頁。

<sup>10</sup> 「ポツダム宣言」(1945年7月26日) 第10項。

<sup>11</sup> 『日本外交史26』27頁。

カーサー最高司令官と会い、占領政策に対する日本政府の協力を約束して三布告の撤回を求めた。マッカーサーが重光の求めに応じたことで、直接統治は回避されることになる。

間接統治方式が採用されたことにともない、これを反映した総司令部の機構整備が進められ、10月2日に連合国最高司令官を頂点とする「連合国最高司令官総司令部」(GHQ/SCAP)が発足した。間接統治方式の採用が総司令部の機構整備に与えた影響は、軍政局が廃止されて民政局(GS)が設置されたことに示されている。GHQでは、参謀長の下に参謀部と特別参謀部が直属する形態がとられ、参謀部には第1～4部が置かれ、特別参謀部には民政局のほか、法務局(LS)、公衆衛生福祉局(PHW)、民間諜報局(CIS)、天然資源局(NRS)、経済科学局(ESS)、民間情報教育局(CIE)、統計資料局(SRS)、民間通信局(GCS)などが設置された<sup>12</sup>。「天皇の地位を保持したはるか昔のショーンにならぬ、マッカーサーがショーンとして登場すれば、日本人はそれを理解するであろう。そして我々は日本政府を通じて占領行政をおこなうことができた」と、当時のジョセフ・バラントイン(Joseph W. Ballantine) 国務省極東局長は回想する<sup>13</sup>。

一方、日本側でも、これに先立って占領軍と日本政府との連絡にあたる中央機関の設置が進められた。8月22日、最高戦争指導会議が廃止され、翌23日には閣僚級の「終戦処理会議」が設置、同会議の下部機構として各省庁次官・局長級の「終戦事務連絡委員会」が置かれた。さらに前述の河辺ミッションがマニラで受領した要求書が占領軍と日本政府との連絡にあたる中央機関を8月31日までに設置するよう命じていることを踏まえ、26日に外務省の外局として「終戦連絡中央事務局」が設置された(こののち終戦処理会議は自然消滅し、終戦事務連絡委員会も終戦連絡中央事務局の運営にともない自然消滅する)。

## 2、非軍事化と民主化の徹底

ポツダム宣言が「日本国軍隊は完全に武装を解除せられ」(第9項)と述べ、またアメリカが9月22日に発表した「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」において、日本が再びアメリカと世界の脅威とならないよう「日本国は完全に武装解除せられ且非軍事化せらるべし」(第1部(ロ))とされているように、連合国による日本占領政策の第一の柱は、日本の非軍事化であった<sup>14</sup>。そして軍事関係施設や軍需工場の破壊または接收、軍事機構の解体が進められることになる。まず8月25日に発せられた「陸海軍人へ勅諭」により、陸海軍戦闘部隊は解体され、陸軍省と海軍省の業務は復員業務のみとなった。続いて10月15日には海軍の軍令部が、11月30日には陸軍の参謀本部がそれぞれ廃止された。さらに12月1日に陸軍省と海軍省が廃止され、それぞれ第一復員省と第二復員省に改編されることになる。こうして明治の建軍以来の威容を誇った大日本帝國陸海軍は消滅した。なお、復員数は陸軍547万3000人(うち本土308万5000人)、海軍242万1000人(うち本土44万9000人)であり、国内の陸軍については8月25日から10月25日、海軍の場合は8月21日から11月30日までのあいだに復員がほぼ完了した。海外からの復員は、アメリカ軍管理地域では9月から1946年5月、中国軍管理地域では1945年11月から1946年7月、オーストラリア軍管理地域では1945年11月から1946年7月、イギリス軍管理地域では1946年5月から9月までと1947年3月から1948年1月までのあいだにおこなわれた。一方、ソ連軍管理地域では、シベリアへの移送・抑留がおこなわれ、復員はGHQと対日理事会ソ連代表との協定が成立した1946年12月

<sup>12</sup> 同上、136－137頁。

<sup>13</sup> Reminiscences of Joseph William Ballantine: Oral History, 1961, p. 249, Occupation of Japan Project, Columbia Center for Oral History, Columbia University (New York).

<sup>14</sup> 「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」(1945年9月30日) 江藤淳『占領史録1—降伏文書調印経緯』講談社、1989年、301－331頁。

以降、おおむね 1956 年までかかることになる<sup>15</sup>。

非軍事化と並ぶ日本占領政策の柱は、民主化であった。ポツダム宣言は、「日本国政府は日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は確立せらるべし」（第 10 項）とし、また「日本国国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於ては連合国の占領軍は直に日本国より撤収せらるべし」（第 12 項）と述べている。ここでは、日本に新たに民主主義を移植するのではなく、日本が本来有していた民主主義的傾向を「復活強化」するとしている点に注意すべきであろう。また「初期対日方針」でも、日本国民は個人の自由に対する欲求、基本的人権、特に信教、集会、言論および出版の自由の尊重を増大するように奨励されるべきであり、かつ民主主義的・代議的組織の形成が奨励されるべきであるとして、民主的改革に言及している（第 3 部 3）。

民主的改革は、10月5日に総辞職した東久邇宮内閣を継いだ幣原喜重郎内閣の下で進められる。そもそも東久邇宮内閣の崩壊自体が、民主的改革と関連していた。これは GHQ が、9月27日におこなわれた第一回天皇＝マッカーサー会談時の写真の新聞掲載を内務省が差し止めようとしたことを受けて、10月4日に「政治的、市民的及び宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書」（いわゆる「自由の指令」または「人権指令」）を発し、治安維持法の廃止、特別高等警察の廃止、山崎巖内相以下内務省・警察関係者約 4000 名の罷免を発表したことが契機であった。東久邇宮首相は日記に、内相をはじめ 4000 名の官吏を免職とすることは我が国の大事件であり、内閣はこれら多数の官吏を見殺しにすることはできないから彼らと運命をともにするのがよいとしたうえで、「マッカーサー元帥は先日私との会見で、大臣をかえる必要はないといったのに、数日後の今日この指令を出したのは元帥がこの内閣を信用しないからであろう」と日記に記した<sup>16</sup>。東久邇宮内閣の総辞職を受けて木戸内大臣と協議した天皇は、吉田茂外相の推薦もあって、1920年代から30年代初頭にかけて外務大臣として対英米協調外交を展開した幣原に大命を降下したのだった。

10月9日に幣原内閣が発足すると、直後の11日にマッカーサーは新首相と会見した。この席でマッカーサーは幣原首相に対し、①参政権の付与によって日本の婦人を解放すること、②労働組合の組織奨励、③学校をより自由主義的な教育のために開校すること、④国民に秘密の審問の濫用によって絶えず恐怖を与える組織を撤廃すること、⑤日本の経済制度を民主主義化し、それによって所得、生産、商業手段の所有権を広く分配することを保障する方法を発達させることにより独占的産業支配を是正することから成る民主化の「5大改革指令」を与え<sup>17</sup>、日本政府がその一般的方針に沿って自主的に民主的改革を進めることを促した。幣原内閣は、①については衆議院議員選挙法改正（12月17日）、②については労働組合法制定（12月22日）、④については政治犯約 3000 名の釈放（10月10日）、国防保安法・軍機保護法・言論出版集会臨時取締法の廃止（10月13日）、治安維持法・思想犯保護観察法・治安警察法の廃止（11月24日）、⑤については農地調整法制定による第一次農地改革（12月29日）によってこれに応えた。またこの時期に内大臣制の廃止（11月24日）、国家総動員法・戦時緊急措置法の廃止（12月20日）がおこなわれた。このうち、衆議院議員選挙法改正、労働組合法制定、第一次農地改革は、日本側が先取りして実施した改革として知られている。

一方、1945年末からの民主的改革は、GHQ 民政局が主導するようになる。勅令第 657 号「会社の解散

<sup>15</sup> 浜井和史『復員関係史料集成 12—復員に関する記録／史料解題』ゆまに書房、2010年、164—167頁。

<sup>16</sup> 『東久邇日記—日本激動期の秘録』徳間書店、1968年、246頁。

<sup>17</sup> 「昭和20年10月11日幣原首相ニ対シ表明セル『マッカーサー』意見」（1945年10月11日）江藤『占領史録 3—憲法制定経過』111—113頁。

の制限等の件」公布による財閥解体（1946年1月23日）、SCAPIN448「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に弘布の廃止に関する件」（いわゆる「神道指令」）発出（1946年2月15日）、自作農創設特別措置法制定による第二次農地改革（1946年10月21日）、独占禁止法制定（1947年4月14日）、警察法制定による自治体警察創設（同年12月17日）などである。地方自治制度や警察制度に関する民政局主導の改革に抵抗した内務省は、GHQの指令によって1947年12月31日をもって解体された。そして後述するように、民政局が主導した最大の民主的改革が、憲法改正（国民主権を原理とする）であった。

### 3、戦争犯罪人の処罰

また非軍事化と民主化の双方に関連するが、ポツダム宣言は「日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の拳に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は永久に除去せられざるべからず」（第6項）と述べ、また「吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰加へらるべし」（第10項）として、軍国主義者や超国家主義者の公職追放と、戦争犯罪人の処罰を求めていた。この点について「初期対日方針」は、軍国主義および好戦的国家主義の積極的推進者であった者は、公職および公的または重要な私的責任あるいかなる地位からも排除されること（第3部1）、最高司令官または適当な連合機関によって戦争犯罪人として告発された者（連合国の俘虜その他の国民を虐待した者により告発された者を含む）は、逮捕され、裁判に付され、有罪の判決があったときは処罰されること、連合国中の他の国からその国民に対する犯罪を理由として要求された者は、最高司令官により、裁判のため、証人として、または他の理由により必要とされない限りは、当該国に引渡され、拘禁されること、と述べている（第3部2）。

公職追放は、占領期の日本の政経中枢に多大な影響を与えた。前述のように、GHQは1945年10月4日に「自由の指令」を発して山崎内相以下大量の内務省・警察関係者の罷免を発表し、東久邇宮内閣を総辞職に追い込んでいた。続く幣原内閣でも、1946年1月4日のSCAPIN550「公務従事に適しない者の公職からの除去に関する件」で閣僚数名が追放該当者に指定され、崩壊寸前に追い込まれた。SCAPIN550の付属文書は、A 戦争犯罪者、B 陸海職業軍人、C 極端な国家主義者、D 大政翼賛会・大日本政治会等の重要人物、E 日本の膨張政策を担った開発会社や金融機関の役員、F 占領地長官、G その他の軍国主義者・極端な国家主義者、をパージの対象としていた。しかしその運用は恣意的で、同年4月10日におこなわれた戦後最初の衆議院議員総選挙の結果第一党となった自由党の党首である鳩山一郎は、GHQ 民政局次長チャールズ・ケーディス（Charles L. Kades）大佐に保守的であると睨まれたため追放されている（鳩山が首相の座に就いたのは、講和発効後の1954年のことである）。占領期において戦時指導者とみなされて公職追放された関係者は、総数21万名に上る。

戦犯の処罰については、極東国際軍事裁判（東京裁判）で裁かれることになる（ドイツでも1945年11月20日にニュルンベルク裁判が開廷する）。1945年9月11日、マッカーサーは東条英機元首相をはじめとする39名の戦犯容疑者の逮捕を命じ、翌1946年1月19日に同最高司令官は平和・人道に対する罪、戦争法規・慣例違反の罪を審問・処罰するための裁判所条例を承認、5月3日に東京裁判が開廷した。裁判では、満州事変以後の日本の対外行動について、起訴された28名のA級戦犯容疑者の責任が問われ、同裁判は1948年11月12日に結審、25名の被告に有罪判決が下った。このうち以下の7名には絞首刑が宣告され、同年12月23日に執行された。すなわち、板垣征四郎（元第7方面軍司令官、元陸軍大将）、木村兵太郎（元ビルマ方面軍司令官、元陸軍大将）、土肥原賢二（元第12方面軍司令官、元陸軍大将）、東条英機（元首相、元陸軍大将）、武藤章（元第14方面軍参謀長、元陸軍中将）、松井石根（元中支那方面軍司令官、元陸軍大将）、広田弘毅（元首相）である。

このほか、終身刑判決が下ったのは、荒木貞夫（元文相、元陸軍大将）、梅津美治郎（元参謀総長、元陸軍大将）、大島浩（元駐ドイツ大使、元陸軍中将）、岡敬純（元鎮海警備府司令長官、元海軍中将）、賀屋興宣（元蔵相）、木戸幸一（元内大臣）、小磯国昭（元首相、元陸軍大将）、佐藤賢了（元第 3 7 師団長、元陸軍中将）、嶋田繁太郎（元軍令部総長、元海軍大将）、白鳥敏夫（元駐イタリア大使）、鈴木貞一（元企画院総裁、元陸軍中将）、南次郎（元朝鮮総督、元陸軍大将）、橋本欣五郎（元翼賛政治会総務、元陸軍大佐）、畑俊六（元第 2 総軍司令官、元元帥）、平沼騏一郎（元首相）、星野直樹（元内閣書記官長）の 16 名、有期禁錮刑判決を受けたのは、重光葵（元外相）、東郷茂徳（元外相）である。永野修身（元軍令部総長、元元帥）と松岡洋右（元外相）は判決前に病死し、大川周明（思想家）は精神障害のため追訴免除となった。

#### 4、天皇の戦争責任をめぐって

重要なのは、連合国側に天皇の戦争責任を問う声が根強く存在したにもかかわらず、東京裁判で天皇が起訴されなかったことである。マッカーサーは 1945 年 9 月 27 日に旧駐日アメリカ大使公邸でおこなわれた前述の天皇との会見を通じ、天皇に感銘を受けていた。同時にマッカーサーは、占領統治を円滑に遂行するために天皇を利用するだけでなく、天皇の地位を積極的に擁護するようになっていく。2002 年 10 月に外務省と宮内庁が公開した会見録によれば、第一回の会談でマッカーサーは天皇に対し、申し上げるまでもなく、陛下ほど日本を知り、日本国民を知る方は他におられない、したがって今後陛下におかれては、何かご意見ないしお気付きの点（opinion and advice）があれば、侍従長その他然るべき筋を通じてお伝え願いたいと述べて協力を要請しただけでなく、「陛下が平和の方向に持って行くため御軫念あらせられた御胸中は、自分の十分諒察申上ぐる所であります」と述べ、一般の空気がとうとうとある方向に向かいつつあるときに別の方向に向かってこれを導くことは一人の力では難しいことであるとしたうえで、「恐らく最後の判断は、陛下も自分も世を去った後、後世の歴史家及世論によって下さるを俟つ他ないでありましょう」と述べたという<sup>18</sup>。会談直後に天皇からその内容について聞かされた木戸内大臣は、「国民及び政界の要人等につき一番御承知なるは陛下なりと信ず。就ては今後も種々御助言を得たし〔とマッカーサーが述べた〕」「陛下が終始平和の為に努力せられたるは充分判り居る旨、先方より話し居りたり云々」と記している<sup>19</sup>。

戦争終結の最終局面において最大の焦点となったのは、狭義の国体護持、すなわち天皇制存続の可否であった。しかしポツダム宣言受諾の時点ではこの問題について曖昧な部分も残っており、いくなれば決着の場が戦場から戦争終結後には会議室に持ち越されることになったわけである。そして新憲法の制定によって、戦後における天皇の位置づけという問題の最終的解決が図られることになる。これは当初の戦争目的を軍事力で達成することがもはや不可能となった日本が、ポツダム宣言受諾という行為を通じて、最後に守ろうとしたものでもあった。

（次回に続く）

<sup>18</sup> 『『マッカーサー』元帥トノ御会見録』（昭和 20 年 9 月 27 日）『朝日新聞』2002 年 10 月 17 日付夕刊。

<sup>19</sup> 『木戸幸一日記』（下）東京大学出版会、1996 年、1237 頁。

プロフィール

profile

戦史研究センター

安全保障政策史研究室

主任研究官 千々和 泰明

専門分野：防衛政策史・戦争終結論

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。  
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。  
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>